

中核市移行に伴う審議内容について

○ 新たに追加となる主な審議内容

- ① 保育所の認可、設備・運営を向上させるための勧告、事業停止命令への意見
- ② 幼保連携型認定こども園の認可、事業停止・施設閉鎖命令、認可取消への意見
- ③ 認可外保育施設の事業停止・施設閉鎖命令への意見
- ④ 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対する必要な勧告
- ⑤ 設備・運営が基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害であると認められる児童福祉施設（助産施設・母子生活支援施設）の設置者に対する事業停止命令への意見

○ 現行の主な審議内容

- I 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更への意見
- II 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員設定への意見
- III 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況についての調査審議
- IV 家庭的保育事業等の認可への意見
- V 次世代育成支援行動計画の実施状況の調査審議